その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十八号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年八月十七日

防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十四年九月三日から同年十月十七日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒
(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十九号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年八月十七日

防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十四年九月三日から同年十月十七日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒
(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒
(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒
(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒
(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年八月十七日

防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十四年九月三日から同年十月十七日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒
(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒
(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年八月十七日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年八月二十八日及び同月二十九日（予備、同月三十日）の毎日〇六三〇から一八〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻、航空機四機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年八月十七日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年八月二十八日及び同月二十九日（予備、同月三十日）の毎日〇六三〇から一八〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻、航空機四機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年八月十七日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年九月九日（予備、同月十日）の一〇〇〇から一六〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度〇九分五二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ウ)　東経一二八度〇九分五二秒　北緯三一度四七分一二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年八月十七日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年九月十七日の〇八〇〇から一七〇〇まで